なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

(ｱ)　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。

(ｲ)　平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が次の基準を満たす同種工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

③　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

④　階数　３階以上

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、帯広第２地方合同庁舎16新営建築工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局開発監理部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局営繕部営繕管理課

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 28 日

最高裁判所事務総局経理局長　笠井　之彦

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

２　定期受付の申請の時期

⑴　文書郵送受付　平成28年12月１日から平成29年１月13日まで（当日消印有効）。

⑵　文書持参受付　平成28年12月１日から平成29年１月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

時間は９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

⑶　インターネット受付

ア　パスワード発行申請受付期間　平成28年11月１日から平成28年12月28日まで。

イ　申請書入力プログラムダウンロード期間　平成28年11月１日から平成29年１月13日まで。

ウ　申請用データ受付期間　平成28年12月１日から平成29年１月13日まで。

エ　アドレス

(ｱ)　建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

(ｲ)　測量等

https://www.pqrc.mlit.go.jp/

オ　システム稼働時間　平日９時から17時まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成28年12月29日から平成29年１月３日）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

なお、上記⑴、⑵及び⑶の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等

ア　文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html/

イ　インターネットを使用して申請する者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、平成28年12月28日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、平成29年１月13日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードすることができる。

⑵　申請書の提出方法　申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法によりかつ１箇所に提出すれば足り、重複申請のないよう注意する。

ア　文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、郵送（書留郵便による。）又は持参するものとする。

イ　インターネットを使用して申請する者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、前記３の⑴のイにより入手した入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ウ　建設工事に係る申請書類　①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、②業態調書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（平成27年６月30日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成27年６月30日以降を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。ただし、後記９の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、⑤納税証明書（国税通則法施